

手続費用の上申

手続費用については、本人の負担とすることを希望する。

※ 申立手数料，送達・送付費用，後見登記手数料，鑑定費用の全部又は一部について，本人の負担とすることが認められる場合があります。

添付書類	<p>※ 同じ書類は本人1人につき1通で足りません。審理のために必要な場合は，追加書類の提出をお願いすることがあります。</p> <p>※ 個人番号（マイナンバー）が記載されている書類は提出しないようご注意ください。</p> <ul style="list-style-type: none"><input checked="" type="checkbox"/> 本人の戸籍謄本（全部事項証明書）<input checked="" type="checkbox"/> 本人の住民票又は戸籍附票<input checked="" type="checkbox"/> 本人の診断書<input checked="" type="checkbox"/> 診断書付票<input checked="" type="checkbox"/> 本人情報シート写し<input checked="" type="checkbox"/> 本人の健康状態に関する資料（介護保険認定書，療育手帳など）<input checked="" type="checkbox"/> 任意後見契約公正証書写し<input checked="" type="checkbox"/> 本人の登記事項証明書（任意後見契約）<input checked="" type="checkbox"/> 本人の成年被後見人等の登記がされていないことの証明書（証明事項が「成年被後見人，被保佐人，被補助人とする記録がない。」ことの証明書）<input checked="" type="checkbox"/> 本人の財産に関する資料<input checked="" type="checkbox"/> 本人が相続人となっている遺産分割未了の相続財産に関する資料<input checked="" type="checkbox"/> 本人の収支に関する資料<input type="checkbox"/> 任意後見受任者が本人との間で金銭の貸借等を行っている場合には，その関係書類（任意後見受任者事情説明書5項に関する資料）
------	--